

1. いじめ防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条（平成25年法律第71号）】

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そのため、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) 組織

いじめ対策委員会

- ① 構成員 校長・校長補佐・教頭・生徒指導部主任・学年主任・各学年の生徒指導部員・養護教諭
- ② 役割
ア いじめ防止基本方針の策定・見直し
イ いじめの防止
ウ いじめの早期発見
エ いじめの対応
オ 教職員の資質向上のための校内研修
- ③ 開催 年3回（各学期末）を定例会とする。
また、いじめ事案の発生時には随時開催とする。

関係機関との連携

重大事態が発生した場合は、適切な処置をとるとともに校長に報告する。校長は、必要に応じて警察や教育関係機関、弁護士、スクールカウンセラー等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

【関係機関】 東京都（私学部）・東京私立中学高等学校協会・南大沢警察署
青少年対策委員会及び協議会・法人法律顧問

2. いじめの防止

(1) 基本的な考え方

すべての生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に、事前の働きかけ、未然防止の取り組みを行うことが合理的で有効な対策となる。

未然防止の基本は、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことから始まる。居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、仮に生徒が様々なストレスをもたらす要因に囲まれていたとしても、いじめに走ることは減る。そして、互いに認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作りだしていくことができる。それが、未然防止の第一歩である。

(2) 教師に求められること

生徒が学校生活で最も多くの時間を費やすのは「授業」である。そこにおける学力に対する自信のなさや不安、それに伴う消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいなどは、生徒の学習意欲を低下させ、基礎学力の低下をもたらす。それは、さらなる学力への自信のなさや不安を生むという悪循環になるばかりか、生徒指導上の諸問題にも発展しかねない。従って、教師はわかる授業づくりやすべての生徒が参加・活躍できる授業を心掛けることが求められる。

具体的な取り組み

- ① 「授業相互研修」の実施を試みる。教科指導の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも、研修はいじめの未然防止に繋がるものと捉える。
- ② ホームルームや道德の授業を利用し、いじめについて学習する。
- ③ チャイム着席や授業中の正しい姿勢、発表の仕方、聞き方の指導を徹底する。
- ④ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、生徒を傷つけ、いじめを助長することにつながることを自覚する。

(3) 生徒に対する基本的な向き合い方

友人関係、集団づくり、社会性の育成が重要である。社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、生徒自らが気づき、学ぶ機会を提供していくことが求められる。

生徒はその体験を通して、自らが人と関わることの喜びや大切さに気づいていく。互いに関わりあいながら絆づくりを進める中で、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を生徒に獲得させることが大切である。

他者から認めてもらっていると感じられた生徒は、いたずらに他者を否定することも、攻撃することもしなくなる。それは、相手をおとしめて自分の存在を相対的に高めるといった必要がないからである。そして更に、相手のことを認められることができるようになる。

そのためには、生徒一人ひとりに対して、授業や行事の中で活躍できる場面を設定していくことが重要である。

(4) インターネット上のいじめ防止

インターネットによる危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。また、学校での校則遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と連携・協力し、双方で指導を行うことが重要である。

具体的な取り組み

- ① 悪質商法被害防止講座の実施及び総務省から講師を招き、インターネット安心講座の実施などいじめを含むインターネットの様々なトラブルについて指導する。
- ② 保護者会等でフィルタリング機能や利用制限等の必要性を伝え、家庭内のルール作り及び徹底を促す。また、本校の授業において使用するパソコンにもフィルタリングをかけていることを周知し、その重要性を指導する。

3. 早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは、早期発見こそが肝要である。兆候を軽視することなく、適切な対応が求められる。そのためにも、日ごろから教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

いじめられている生徒の苦痛を除去することを最優先とし、迅速な指導を心掛けなくてはならない。解決に向けては教員一人が抱え込むことなく、生徒に関わるすべての教職員間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集しながら進めていく。

また、再発防止のためにも、日常で取り組む実践計画を築き、生徒を継続的に見守ることが求められる。

具体的な取り組み

- ① 学級担任は定期的に個人面談を実施し、生徒の心の状態や学級内の状況把握に努める。
- ② 保護者会や行事等で「何かあれば担任に気軽に相談してください」と教職員が保護者に繰り返し訴えることで、いじめの相談体制を広く周知する。
- ③ 各クラスでアンケートを実施して状況の把握に努める。また、集計結果は定例の委員会において検討の材料とする。
- ④ 取り組みの中で得た個人情報の取り扱いには十分に注意し、適切に管理する。

※ 「発見」後の対応については、別紙資料を参照のこと。

【別紙資料】

I 発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その場でいじめ行為を抑止するとともに、いじめにかかわる者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、学級担任、学年主任、生徒指導部主任に連絡する。

生徒指導部主任は、関係教職員（学級担任・学年主任・各学年の生徒指導部員、部活中であればクラブ顧問など）とともに状況を調査し、その結果を管理職（校長・校長補佐・教頭）に報告する。

校長は、「重大事態」とであると判断した際は、東京都（私学部）へ報告する。

<対応1：いじめられた生徒及びいじめを知らせた生徒を守る>

- いじめられていると相談に来た生徒や、いじめの情報を伝えに来た生徒から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所・時間等に慎重な配慮を行う。
- いじめられている生徒や、いじめの情報を伝えた生徒を徹底して守るため、登下校時、休み時間、清掃時間、放課後、部活動等においても教職員の目の届く体制を整備する。

<対応2：事実確認と情報の共有>

- いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者などの第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。なお、保護者へは、複数の教職員（担任・学年主任・生徒指導部主任など）で対応し、事実に基づく報告はできる限り丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

《 確認すべき内容 》

- ① 誰が誰をいじめているのか？ 【加害者と被害者の確認】
- ② いつ、どこで起こったのか？ 【時間と場所の確認】
- ③ どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？ 【内容】
- ④ いじめのきっかけは何か？ 【背景と要因】
- ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ 【期間】

※ 生徒の個人情報は、その取扱いに十分注意すること。

Ⅱ 関係者への対応

<対応 1：いじめられた生徒>

- 事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜く」、「秘密を守る」ことを伝える。
- 「必ず解決できる」との希望を持たせるように接する。
- 自信を持たせる言葉掛けなど、自尊感情を高めるように配慮する。

<対応 2：いじめられた生徒の保護者>

- 発見したその日のうちに、保護者と面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、学校が解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭での生徒の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

<対応 3：いじめた生徒>

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き取り、生徒の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど、一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

<対応 4：いじめた生徒の保護者>

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする学校の思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

<対応 5：周囲の生徒たち>

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「学校は、いじめを決して許さない」という毅然とした姿勢を示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることと理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であると理解するよう指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、身近な問題として意識させる。

Ⅲ 指導の継続

いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。以下にその対応を列挙する。

- ① 個人面談などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ② いじめられた生徒の良さを褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ③ いじめられた生徒、いじめた生徒双方にカウンセラーの活用を含め、心のケアにあたる。
- ④ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むべきことを精査し、実践計画を立て、いじめのない学校・学年・学級づくりを目指す。

Ⅳ 「重大事態」への対処

<情報の収集>

定例の「いじめ対策委員会」において、いじめの疑いに関する情報を共有し、「重大事態」と判断した場合は校長に報告する。

※ 校長は、東京都（私学部）へも報告する。

《「重大事態」と認められる状況》

- ① いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき（生徒が自殺を企図した場合等）。
- ② いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に調査する）。
- ③ 生徒や保護者から、いじめられて「重大事態」に至ったという申立てがあったとき

<調査の実際>

校長が「重大事態」の調査主体を判断する（学校・校長自身の2通り）。

A 学校を調査主体とした場合

校長の指導のもと、関係者は以下のような対応に当たる。

「重大事態」の調査組織を設置

- 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる
- 「いじめ対策委員会」を母体として、当該いじめ事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- いじめ行為の事実関係を、可能な限り明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- たとえ調査側に問題事項があったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が求められる。
- 学内で先行して調査している場合でも、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を実施する。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- 調査により明らかになった事実について、情報を適時・適切な方法で、経過報告が行われることが望ましい。
- 関係者の個人情報に十分配慮する。しかしながら、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 得られたアンケートには、いじめられた生徒や保護者に提供される場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明する等の措置が必要である。

調査結果を校長に報告 ※校長から東京都（私学部）へ報告

- いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、文書化の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要措置

B 校長が調査主体となる場合

校長の指示のもと、すべての関係者は資料の提出等調査に協力する。